瀬戸内町農業委員会総会議事録

1. 開催日時　平成３０年１月１８日（木）10 時 00 分から 10 時 50 分
2. 開催場所　瀬戸内町役場　３階　会議室
3. 出席委員　（10 人）

会長	11 番	堯	文俊
会長職務代理者	8 番	永井	利一
委員	1 番	田中	勝弘
	2 番	碩	悟
	3 番	岡野	正郎
	5 番	元	克美
	6 番	豊田	孝一郎
	7 番	森山	和雄
	9 番	川島	博
	10 番	数原	菊美

4. 欠席委員　（ 0 人）

5. 議事日程
   第１　議事録署名委員の指名
   第２　会期の決定について
   第３　報告第　１号　人事案件について
   第４　議案第　１号　農地法第３条の規定による許可について
   第５　議案第　２号　農業振興地域（農用地区域）からの除外に係る意見について
   第６　議案第　３号　農業経営基盤強化促進法による利用権設定について
   第７　報告第　２号　農地の使用貸借の合意解約について
   第８　協議会
      (1) 行事予定について
      (2) その他

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	豊永伸弥
参事	瀬川卓三
農地農政係長	徳田和正
主査	西田大五郎

7. 会議の概要

事務局　　ご起立をお願いします。一同礼。
ご着席下さい。
ただ今から平成３０年第１回瀬戸内町農業委員会総会を開催いたします。
はじめに、堯会長よりご挨拶をお願いいたします。

会　長　　挨拶

事務局　　本日は、全委員の方が出席でありますので、ご報告致します。
それでは、瀬戸内町農業委員会会議規則第６条により、議長は会長が務めることになっておりますので、以降の議事の進行は、堯会長にお願いしたいと思います。

議　長　　これより議事に入ります。まず日程第１の議事録署名委員及び、会議書記の指名を行います。瀬戸内町農業委員会会議規則第２４条第２項に規定する議事録署名員ですが、議長より指名させていただくことにご異議ありませんか。

【異議なし】全員の声あり

議　長　　それでは、議事録署名委員は、５番委員、６番委員にお願いしたいと思います。よろしくお願いします。
本日の会議書記は、事務局職員に依頼いたします。日程第２の会期については、本日１日限りと致したいと思いますが、ご異議ありませんか。

【異議なし】全員の声あり

議　長　　それでは、日程第３の議案第１号の「人事案件について」を議案と致します。この案件については、事務局より説明をお願いします。

事務局　　平成３０年１月１日付け人事異動がありましたので、報告致します。
農業委員会事務局長に町長部局より、豊永伸弥が就任し、前農業委員会事務局長の瀬川卓三が事務局参事に就任致しました。
以上です。

議　長　　次に、日程第４議案第１号「農地法第３条の規定による許可について」を議題と致します。調査員は、私と碩委員となっておりますが、碩委員から調査報告をお願いします。

２番委員　　議案第１号「農地法第３条の規定による許可について」調査報告を致します。1 月 9 日、私と堯委員、事務局から西田さんで調査を行いました。土地の

表示、瀬戸内町大字勝能字小勝 1255 番、畑、1,021 ㎡の１筆です。対価は、〇〇〇〇円の１筆、10ａ当たり〇〇〇〇円です。譲渡人、〇〇〇府〇〇〇市〇〇〇丁目〇番〇号「〇〇〇〇」氏、譲受人、瀬戸内町大字〇〇番地「〇〇〇〇」氏、理由は売買です。以下経営面積等は、お目通し下さい。以上、ご審議下さるようお願い致します。

議　長　　ただいま、２番委員から説明が終わりました。これについて、審議を行いたいと思います。質疑ありませんか。

質疑なし【全員の声あり】

議　長　　質疑がないようでございますので質疑を終わらせて頂きます。
採決を行いたいと思います。本案件について原案のとおり賛成の
方は挙手をお願いいたします。

【全員挙手】

議　長　　賛成多数でございますので、議案第１号は原案のとおり決定致しました。

次に、日程第５議案第２号「農業振興地域（農用地区域）からの除外に係る意見について」を議題と致します。調査員は、山元推進委員と川島委員となっていますが、川島委員から調査報告をお願いします。

９番委員　　議案第２号「農業振興地域（農用地区域）からの除外に係る意見について」説明します。現地調査には、私と山元推進委員と事務局から２人が立ち会いました。

土地の表示、瀬戸内町大字嘉入字泉里原 71 番 1、畑 61 ㎡の１筆です。申請人、〇〇〇市〇〇〇区〇〇〇丁目〇〇番〇〇号「〇〇〇〇〇〇株式会社〇〇〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇長 〇〇〇〇」、除外の理由、電気通信事業用無線基地局建設のため。

（要件別検討結果）

1. 代替地について：農用地区域外の代替地がないか検討したが、他に適地が見当たらなかった。
2. 周辺部との関連について：当該土地は現在耕作されておらず、また、外周部にあるため、周辺の農地への利用上の支障はないものと思われる。なお、周辺の農地も耕作されていない。
3. 集団性との関連について：当該土地が農用地区域から除外されることにより、集団性を損なうことはないものと思われる。
4. 土地利用の混在について：当該土地が農用地区域から除外されることにより、土地利用の混在は生じないものと思われる。

5. 土地基盤整備事業との関連について：なし。
6. その他：見取図について、ご確認下さい。以上で説明を終わります。ご審議宜しくお願いします。

議　長　　只今、９番委員から説明が終わりました。
これに基づいてご審議を行いたいと思います。
質疑ございませんか。

質疑なし【全員の声あり】

議　長　　質疑がないようでございますので質疑を終わらせて頂きます。
採決を行いたいと思います。本案件について原案のとおり賛成の方は挙手をお願いいたします。

【全員挙手】

議　長　　賛成多数でございますので、議案第２号は原案のとおり決定致しました。

議　長　　次に日程第６議案第３号「農業経営基盤強化促進法による利用権設定について」を事務局より説明をお願いします。

局　長　　議案第３号「農業経営基盤強化促進法による利用権設定について」説明します。農業経営基盤強化促進法による利用権設定の農地利用集積計画の公告日は、平成 30 年 1 月 31 日を予定しております。内容は、畑 4 件 9 筆、貸し手は 4 人、借り手は 2 人（述べ 4 人）です。
整理番号 1 番、所在は、大字阿木名字仲田 894 番 1、畑、面積 4,598 ㎡、貸し手が「○○○○」氏、借り手が「○○○○」で、賃貸借によるもので、存続期間は 10 年間の拡大よるものです。
整理番号 2 番、所在は、大字阿木名字仲田 899 番 1、畑、面積 1,892 ㎡、貸し手が「○○○○」氏、借り手が「○○○○」で、賃貸借によるもので、存続期間は 10 年間の拡大によるものです。
整理番号 3 番、所在は、大字阿木名字植田 1098 番、畑、面積 2,274 ㎡、同じく字植田 1117 番 4、畑、面積 1,174 ㎡、同じく字植田 1118 番、畑、面積 2,231 ㎡の合計 3 筆 5,679 ㎡、貸し手が「○○○○」氏、借り手が「○○○○○」で、賃貸借によるもので、存続期間は 10 年間で拡大によるものです。
整理番号機構 1 番、所在は、大字網野子字金久田 81 番 4、畑、面積 813 ㎡、同じく字祖 451 番 3、畑、面積 650 ㎡、同じく字福地 475 番 3、畑、面積 1,385 ㎡、同じく字福地 491 番 1、畑、面積 734 ㎡の合計 4 筆 3,582 ㎡、貸し手が「納　律子」氏、借り手が「農地中間管理機構」、その転貸先は「里山太一」氏、賃貸借が 2 筆、使用貸借が 2 筆によるもので、存続期間は 5 年間の拡大

によるものです。
　以上の計画要請の内容は、農業経営基盤強化促進法第１８条第３項の各要件を満たしているものと考えます。ご審議よろしくお願いいたします。

議　長　　只今、事務局から説明が終わりました。これに基づいてご審議を行いたいと思います。質疑ございませんか。

　なし【全員の声あり】

議　長　　質疑がないようでございますので質疑を終わらせて頂きます。
採決を行いたいと思います。本案件について原案のとおり賛成の方は挙手をお願いいたします。

　【全員挙手】

議　長　　賛成多数でございますので、議案第３号は原案のとおり決定致しました。

議　長　　日程７報告第２号１「農地の使用貸借の合意解約について」を議題と致します。事務局から説明をお願します。

事務局　　届出が２件きておりますので、続けて報告致します。
　報告第２号１「農地の使用貸借の合意解約について」土地の表示、瀬戸内町大字勝浦字小勝 1255 番、畑 1,021 ㎡、合計 1 筆です。通知者、貸人が○○府○○市○○○丁目○番○号「○○○○〕氏、借人が瀬戸内町○○○○番地「○○○○」氏、貸借契約の内容は、農業経営基盤強化促進法による利用権（使用貸借)、貸借期間：平成 26 年 9 月 1 日～平成 36 年 8 月 31 日までの 10 年間、合意解約の合意が成立した日、合意による解約をした日は共に平成 29 年 12 月 15 日です。農地の引渡しの時期は、平成 29 年 12 月 31 日で、返還する理由は、双方合意による解約です。
　続きまして、報告第２号２、土地の表示、瀬戸内町大字○○字○○○番○、畑 1,288 ㎡の 1 筆です。通知者、貸人が瀬戸内町大字○○○番地「○○○○」氏、借人が瀬戸内町大字古志 261 番地「○○○○」氏、貸借契約の内容は、農業経営基盤強化促進法による利用権（使用貸借)、貸借期間：平成 26 年 8 月 1 日～平成 36 年 7 月 31 日までの 10 年間、合意解約の合意が成立した日、合意による解約をした日は共に平成 29 年 12 月 15 日です。農地の引渡しの時期は、平成 29 年 12 月 31 日で、返還する理由は、双方合意による解約です。以上です。

議　長　　これより協議会に移りたいと思います。事務局より説明をお願いします。

事務局　　・諸般の報告
・行事予定について
・その他

議　長　　以上もちまして、第１回農業委員会総会を終了することに致します。

局　長　　ご起立お願いします。
一同礼

閉　　会　　１０時５０分

本議事録は、事務局職員に記載させたものであるが、相違ないので署名する。

平成３０年１月１８日

署名委員

署名委員